



平成 28 年度復興庁予算に係る要求方針について

平成 28 年度復興庁予算については、「平成 28 年度以降の復旧・復興事業について」（平成 27 年 6 月 24 日復興推進会議決定）に基づき、「復興・創生期間」における被災地の復興に必要な取組みを着実に進めるため、次の 4 つの方針に沿って概算要求を行っていきます。

- 被災地の抱える以下の課題の解決に直結する予算とすること。その際には、復興の加速化を進めていく中で、復興のステージの進展に応じて生じる課題に的確に対応すること。
 - 被災者支援（健康・生活支援）
 - 住宅再建・復興まちづくり
 - 産業・生業（なりわい）の再生
 - 原子力災害からの復興・再生
- 福島に関しては、本年 6 月 12 日の閣議決定（注）を踏まえ、復興再生拠点の整備、生活再開に必要な環境整備など住民の帰還促進等に向けた取組みを行うなど、原子力災害からの福島の再生を加速する施策を講じること。

（注）「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂（平成 27 年 6 月 12 日）
- 「新しい東北」の創造に向け、NPO や企業など多様な主体の更なる連携を促すとともに、先導モデル事業で蓄積したノウハウ等について被災地での横展開を進めることで、持続可能な地域社会づくりを進めること。
- 復興のステージの進展に応じて、既存の事業の成果等を検証しつつ、その効率化を進め、復興のために真に必要な事業に重点化すること。また、よりの確に事業の進捗を見極め、要求額の精査を行うこと。

【本件連絡先】

予算・会計班 前田、青木、西川

電話：03-5545-7370（直通）